

議案第8号

養父市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市行政組織条例等の一部を改正する条例

(養父市行政組織条例の一部改正)

第1条 養父市行政組織条例(平成16年養父市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「企画総務部」を「経営企画部」に改める。

(養父市振興計画審議会設置条例の一部改正)

第2条 養父市振興計画審議会設置条例(平成16年養父市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「企画総務部企画政策課」を「経営企画部経営政策課」に改める。

(養父市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 養父市特別職報酬等審議会条例(平成16年養父市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部総務財政課」を「経営企画部経営総務課」に改める。

(養父市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第4条 養父市行政改革推進委員会設置条例(平成16年養父市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画政策課」を「経営企画部経営政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号 養父市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市行政組織条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p>危機管理室</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>産業環境部</p> <p>まち整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>危機管理室</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>産業環境部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>まち整備部</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p><u>経営企画部</u></p> <p>危機管理室</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>産業環境部</p> <p>まち整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>経営企画部</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>危機管理室</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>産業環境部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>まち整備部</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

第2条 養父市振興計画審議会設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会に事務局を置く。</p> <p>2 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画政策課</u>において処理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会に事務局を置く。</p> <p>2 審議会の庶務は、<u>経営企画部経営政策課</u>において処理する。</p> <p>3 (略)</p>

第3条 養父市特別職報酬等審議会条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務財政課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>経営企画部経営総務課</u>において処理する。</p>

第4条 養父市行政改革推進委員会設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>経営企画部経営政策課</u>において処理する。</p>